

## 第5章 地方公共団体に対する指導等

### 第1節 公害紛争処理に関する連絡協議

公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等（以下、本章において「審査会等」という。）は、公害紛争処理法によって定められた管轄に従い、それぞれ独立して紛争の処理に当たっているが、紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会及び審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めることが必要である。

このため、公害等調整委員会は、公害問題について不断の研究を行い、多数の公害紛争の実例を検討、分析するとともに、各種会議の開催、情報・資料の提供を行うことにより、審査会等との連携を図っている。特に、近年、公害紛争の態様が変化・多様化しており、これに対応して、公害紛争の適切な処理を図っていくため、公害紛争処理に関する共通の問題について、公害等調整委員会及び審査会等が積極的に情報及び意見の交換を行うなどして、相互の連携の一層の強化に努めている。

#### 1 会議の開催

##### (1) 公害紛争処理連絡協議会の開催

公害等調整委員会では、審査会等の会長等を対象に、公害紛争に関する特定の問題について情報及び意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、公害紛争処理連絡協議会を開催している。

同協議会は、昭和46年2月の第1回協議会以来、毎年度開催されており、平成20年度は、6月5日及び6日に第38回協議会を開催した。第38回協議会においては、潮見佳男京都大学大学院法学研究科教授を招いての民事不法行為における因果関係論及び過失論の現状と題する講演、串田正克愛知県公害審査会会長による公害審査会での体験を踏まえた公害審査会の活性化に関する講演等を実施し、情報及び意見の交換等を行った。

##### (2) 公害紛争処理関係ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等についての情報の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施に資するため、全国を6ブロック（北海道・東北、関東・甲信越・静岡、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州）に分け、各ブロックごとに公害紛争処理関係ブロック会議を開催している。

同会議は、昭和45年9月の第1回会議以来、毎年度開催されており、平成20年度は、10月中旬から11月中旬にかけて第39回会議を開催した。

#### 2 情報及び資料の提供

公害等調整委員会及び審査会等における個々の事件の具体的な処理経過、問題となった点等について整理及び分析することは、類似の事件を処理する上で参考となり、また、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。

このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件について、受付及び終結

の段階で報告を聴取し、公害等調整委員会の事件と併せて整理及び分析し、審査会等に情報を提供している。

## **第2節 公害苦情処理に関する指導等**

---

公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談研究会等の開催、地方公共団体に対する情報及び資料の提供等を行っている。

### **1 会議等の開催**

#### **(1) 公害苦情相談研究会の開催**

公害等調整委員会では、地方公共団体の公害苦情相談員等の総合的な苦情処理能力の向上を図り、地域社会における公害苦情処理の担い手を育成するため、公害苦情相談研究会を開催している。

同研究会は、昭和48年度から毎年度開催されており（平成7年度までは公害苦情相談指導者研究会）、平成20年度は、9月29日から3日間にわたり第36回研究会を開催し、講演、公害苦情処理の実例を用いたグループ別の事例研究等を行った。

#### **(2) 公害苦情相談員等ブロック会議の開催**

公害等調整委員会では、原則として人口10万人以上の市及び特別区の公害苦情相談員等を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報交換を行うことにより、公害苦情相談の適切な処理の促進に資するため、全国を6ブロック（ブロックの区分は前節1（2）と同じ。）に分け、各ブロックごとに公害苦情相談員等ブロック会議を開催している。

同会議は、昭和51年10月の第1回会議以来、毎年度開催されており、平成20年度は、10月中旬から11月中旬にかけて第33回会議を開催した。

### **2 情報及び資料の提供等**

#### **(1) 情報及び資料の提供**

公害苦情の相談を担当する職員が苦情を迅速、適切に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは極めて有用である。このため、公害等調整委員会では、都道府県の協力を得て、既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、都道府県及び市区町村の担当者に対し、情報を提供している。

#### **(2) 公害苦情処理情報センター**

公害等調整委員会では、昭和54年4月1日から、地方公共団体、特に市区町村における公害苦情処理事務に関する指導及び情報提供を行うために、事務局内に「公害苦情処理情報センター」を設けている。

同センターでは、全国を三つの地域（北海道・東北・関東、中部・近畿及び中国・

四国・九州)に分け、それぞれについての担当班を編成して、各担当班が当該担当地域内の地方公共団体の求めに応じて、公害苦情処理に必要な情報提供を行うとともに、処理方法に関する指導等に当たっている。

### (3) 公害苦情調査の実施

公害苦情処理事務を円滑に運営する上で、全国の公害苦情の実態を明らかにすることは極めて重要である。

このため、公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の「公害苦情相談窓口」へ寄せられた苦情について、その受付状況及び処理状況を統計的に把握し、「公害苦情調査結果」を公表している。

平成20年11月に、19年度の結果を公表し、その後、報告書を作成して都道府県、市区町村及びその他の関係機関に配布した（調査結果の概要については第2編第4章（73ページ）参照）。